

日進市庁舎建替基本構想【概要版】 令和 6 年（2024 年）3 月

はじめに

現在の北庁舎は昭和 37 年に日進町役場として建設され、62 年が経過しています。旧耐震基準で建設されている施設の耐用年数である 60 年を超え、施設や設備機器の老朽化に加え、エレベーターの不設置等のユニバーサルデザインへの配慮不足、その他多くの問題が挙がっており、庁舎の建替えが喫緊の課題となっています。また、本庁舎は竣工して 45 年が経過し、施設の老朽化が進む中、16 年後には耐用年数 60 年を迎えます。

一方で、市役所を取り巻く社会の状況は、高齢化、地方創生、Society5.0、市民ニーズの多様化・高度化、デジタル化への対応等、大きな転換期を迎えており、刻々と変化する社会状況の中で求められる市役所を実現するために、北庁舎の建替えを機会に、将来的な本庁舎の建替えも見据えた基本的かつ総合的な考え方をとりまとめるとともに、本市が目指す新庁舎の整備に関する基本的な方向性を定めます。

今後の庁舎整備にあたっては、本市の定める「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「公共施設等総合管理計画」、「地域強靱化計画」等との整合を図りつつ進めます。

現在の庁舎周辺の状況

現在の日進市役所は市の中心に位置し、都市計画マスタープランにおいて「公共施設集積拠点」と位置づけられる場所に建っています。市庁舎敷地には敷地内の本庁舎、北庁舎、南庁舎、防災倉庫、高齢者生きがい活動センターに加え、別敷地ににぎわい交流館があります。

市役所周辺の保健・福祉施設として築年数 41 年となる保健センターがあります。公共施設等総合管理計画においては「施設規模の拡大や他施設との複合化等を視野に入れた施設の維持を検討していきます。」と記載されています。



	本庁舎	北庁舎	南庁舎	防災倉庫	高齢者生きがい活動センター	にぎわい交流館	保健センター
竣工年	1979 (昭和 54)	1962 (昭和 37)	1992 (平成 4)	1981 (昭和 56)	1988 (昭和 63)	1982 (昭和 57)	1983 (昭和 58)
延床面積	6,946 ㎡	1,783 ㎡	1,207 ㎡	104 ㎡	617 ㎡	519 ㎡	1,480 ㎡

現状の課題と建替の必要性

現在の庁舎等は、施設の老朽化に加え、各建物が分散して立地していることから、市民サービスにも影響があります。令和 3 年の庁舎建替事業基礎調査の市民アンケートや、令和 4 年の庁舎等利用実態調査の職員アンケート、行動観察調査からも、大きな現状に対する課題が挙げられます。

現 状 課 題	
建物の老朽化	：老朽化対策、建物の長寿命化対策
設備の老朽化	：設備の老朽化と更新への対応
防災拠点機能	：より高い耐震性の確保、防災拠点機能の維持、耐浸水性の確保
高齢者・障がい者への対応	：バリアフリーへの対応、ユニバーサルデザインへの対応
機能・利便性	：分散配置に対し、機能の集約化による利便性の向上
市民サービス	：展示等の催事や市民活動スペースの整備
行政のデジタル化	：行政のデジタル化の進展への対応
地球温暖化対策	：省エネルギー設備や新エネルギー機器の導入

現状と課題の整理により、庁舎としての機能を維持すること、より質の高い市民サービスを実現すること、地球温暖化やデジタル化など、新たな社会への課題に対応することが必要です。これらを踏まえ、北庁舎の建替えは急務であり、次に、本庁舎及び南庁舎の建替えが必要です。

庁舎整備の基本方針

本市の各種関連計画や、庁舎建替事業基礎調査や庁舎等利用実態調査における市民意見、市庁舎が抱える課題や建替えの必要性を踏まえて、4 つの基本方針を定めます。

(方針 1) いざというとき頼りになる、市民の安全を守る庁舎

災害や感染症対応といった「リスク社会」に迅速な対応が求められる時代にあります。市役所は「いざ」というときに市民の安全と安心を守る機能が求められます。単なる事務機能の集合施設ではなく、耐震性に優れ、災害時にも防災拠点として頼れる庁舎とします。

(方針 2) 将来に備えた柔軟性を持つ合理的な庁舎

市役所の DX に伴い、書類発行がコンビニで行なわれるなど、従来の書類手続き目的で訪れる市民は減少、窓口業務もコンパクト化が想定できます。また書類保存のためのスペースも減少するなど、施設のコンパクト化を図ります。また、近い将来には本庁舎が更新時期を迎え、その際にも機能再編の検討が必要です。将来の機能変更にも備えた柔軟性のある庁舎とします。

(方針 3) ゼロカーボンシティにふさわしい環境に配慮した庁舎

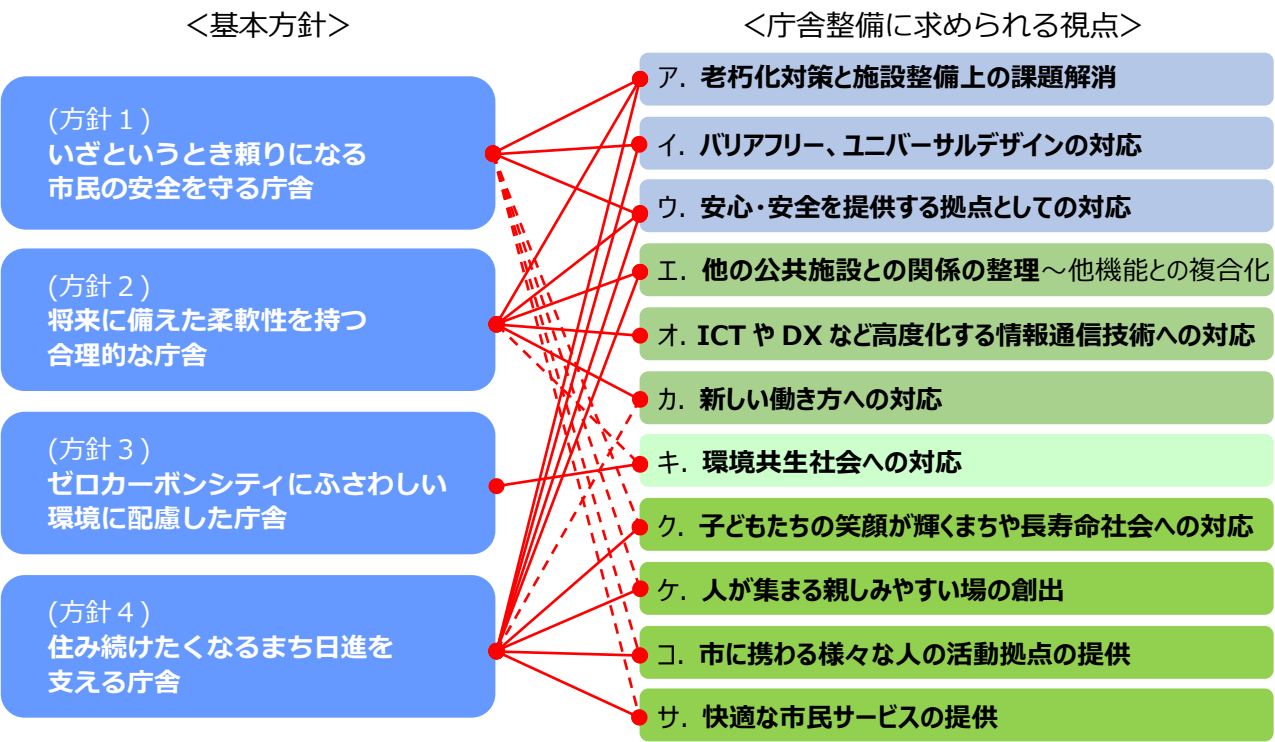
本市では、「豊かな自然環境や生態系を未来の子どもたちに引き継ぐため、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な地域づくりに地域全体で取り組み、二酸化炭素排出量を 2050 年までに実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すこと」を宣言しています。SDGs の理念を実現し、省エネルギー化や CO2 排出削減など環境に配慮した庁舎とします。

(方針 4) 住み続けたいくなるまち日進を支える庁舎

現在の庁舎は市の中央に位置しており、市民サービスを提供する拠点としてふさわしい立地にあると言えます。子育てしやすく、働きやすく、過ごしやすい日進市を支える庁舎とします。DX により市民サービスの向上を図り、住民票発行等での来庁の機会が減る一方で、市民に親しまれ毎日行きたくなるような魅力ある庁舎を目指します。

庁舎整備に求められる視点

基本方針に対応する以下の庁舎整備に求められる視点を踏まえた庁舎整備が必要です。



庁舎周辺敷地の法的条件

庁舎敷地は本庁舎敷地、北庁舎敷地が別の敷地として存在しています。「市街化調整区域内」にあり、都市計画法、愛知県開発審査会基準上、市街化調整区域内で「庁舎」の新築は難しいのが現状ですが、各々の敷地内における増築の場合、既存の床面積の概ね 1.5 倍まで「庁舎」用途の建替えは可能です。

また敷地内及び周辺には水路、井戸が存在しており、また北側への日影の配慮も必要です。



- 敷地概要
- 所在地

: 愛知県日進市蟹甲町池下地内
及び中島地内
- 用途地域

: 市街化調整区域
- 防火地域

: 指定なし 法 22 条区域
- 建蔽率

: 60%

容積率

: 200%
- 日影規制

: 2.5／4 時間規制 (GL+4.0)

建物規模の検討

現在の庁舎等の面積は約 9,300 ㎡に対し、平成 22 年総務省地方債同地方債庁舎算定基準による算出面積は約 12,400 ㎡となります。東海 3 県のうちで比較的人口規模が本市に近く、近年建設された庁舎について調べたものの平均は約 13,000 ㎡となります。

新庁舎に取り込む各機能と面積については、基本計画において精査を行い、取り込むべき機能の適正面積を検討します。また、将来的な本庁舎の建替えに関しては、今後の DX 進化による市役所のあり方の変容、市内の全公共施設再編計画を踏まえ、市民サービス向上となる施設の複合化や分庁舎の設置などを考慮して適正な規模を検討する必要があります。

新庁舎配置の検討

敷地における法規制等を踏まえた上で新庁舎の配置について 2 つのパターンを検討しました。

新庁舎の形体の自由度が高く、敷地北側スペースも有効活用ができ、新庁舎完成後も市民利用や市庁舎としての運用がしやすい、現在の本庁舎の「**南側に配置するパターン**」が望ましいと考えられます。

	北側に配置するパターン	南側に配置するパターン
新庁舎建設時 概ね 1.5 倍 までの増築		
新庁舎建設後		
計画の自由度	日影規制で 3F 程度までしか建てられないなど、自由度が低い 建てられる面積最大約 4,800 ㎡	本庁舎同等の高さの建物も建設可能で、自由度が高い 建てられる面積最大約 6,000 ㎡
完成後の庁舎間の連携性	本庁舎と新庁舎の連携性は高い 南庁舎とは分散配置	本庁舎と新庁舎の連携性は高い
外構計画の自由度	駐車場が分散配置	北側にまとまったスペースが取れ、自由が高い
南庁舎の取り扱い	後で解体する計画が可能	先行して解体が必要
評価	○	◎

庁舎建替プロセス

基本構想で庁舎整備の方針を示した上で、基本計画で新庁舎に必要な機能の検討と、続く事業プロセスの検討を行います。

